≪位置図≫

■ 工事に関する基本事項

1. 粉塵の防止について

日々の清掃、散水ならびに作業車両のタイヤ洗浄により粉塵の飛散防止を図ります。

2. 騒音・振動防止について

工事車両は、低騒音型を選定し、工事による騒音・振動の防止を図ります。

また、工法並びに管理手法を十分検討し、関係法令を遵守して施工致します。

3. 交通安全の徹底

工事車両の運行に関し、下記の事項を遵守致します。

(1) 工事車両の出入り口は東側ゲートをメインゲートとして使用し、
北西側ゲートをサブゲートとして使用します。

(2) 出入り口には適宜に交通誘導員を配置し、歩行者の安全を優先に確保致します。

(3) 所轄警察の指導に従い、交通渋滞を起さないように努めます。

(4) 工事用車両の路上駐車など、ご迷惑のかかる行為は厳禁とします。

4. 家屋等の損傷について

(1) 近隣建物等損傷しないように万全を期しますが、本工事施工に起因して、皆様の
家屋、器物等に損傷が発生した場合は、その都度誠意をもって対応いたします。

(2) 工事開始前に皆様の所有建物の現状確認のため、双方立ち合いの上、調査並びに
写真撮影等をさせていただく場合がございますので、ご協力お願い申し上げます。